

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰に伴う町民支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民(19歳以上)に対して、5千円を支給し経済負担の軽減を図ることを目的として支援する。 ②生活支援給付金 ③給付金 5千円×6,300人=31,500千円 事務経費(時間外手当720千円、消耗品費300千円、役員費980千円)2,000千円 ④令和8年1月1日現在で住民登録のある19歳以上の町民(外国人を含む)	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰による給食費支援事業	①給食費の材料費高騰分を町が負担することにより、小中学生保護者に対する給食費負担金を据え置き金額とし、子育て世帯への物価高騰の影響を緩和する。 ②給食費(賄材料費)の価格高騰分 ③(小学校児童257人×330円+中学校生徒157人×370円)×194日×賄材料費高騰分14.5%≒4,020千円 ④小中学校児童生徒の保護者(教員分は除く)	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰による鶴川高等学校生徒寮「鶴川三気塾」運営支援事業	①賄材料費及び燃料費の価格高騰の影響を受け、厳しい状況に直面している鶴川高等学校生徒寮「鶴川三気塾」について、安定した事業運営の継続を目的に賄材料費及び燃料費の価格高騰分の一部を支援する。 ②入寮生徒分の賄材料費及び燃料費の価格高騰分 ③入寮生徒50人×50千円×12ヶ月×賄材料費及び燃料費高騰分9.5%≒2,840千円 ④運営事業者	R7.4	R8.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当事業(上乗せ分)	①物価高対応子育て応援手当に町独自に上乗せ支援を行うことで、子育て世帯への物価高騰の影響を緩和する。 ②物価高子育て応援手当 ③0歳から18歳までの子ども1人当たり10千円 820人×10千円=8,200千円 ④令和7年9月30日時点で対象者を養育する父母等 令和8年3月31日時点までに生まれる新生児も対象	R8.1	R8.4以降
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金減免事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、水道基本料金の2ヵ月分を減免し、負担軽減支援を行う。 ②町内の一般家庭の水道基本料金 ③対象世帯3,010件 ・鶴川地区 1,910千円/月×2ヵ月=3,820千円 ・穂別地区 1,205千円/月×2ヵ月=2,410千円 ④水道利用世帯(鶴川地区2,040件、穂別地区970件)(※公共施設を除く)	R7.12	R8.4以降
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰による給食費無償化支援事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けた小中学校保護者に対して、経済負担の軽減を図るため、令和7年度3学期の3ヵ月分の給食費を臨時的に無償化する。 ②学校給食費負担金 ③1月分1,474千円、2月分1,474千円、3月分1,271千円=4,219千円 ④小中学校児童生徒の保護者(教員分は除く)	R8.1	R8.4以降
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	むかわ町福祉介護事業所物価高騰対策支援金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町内の介護事業所・福祉事業所・認定こども園に対して、安定した事業運営の継続を目的に支援金を交付する。 ②事業所の規模に応じた支援金 ③積算根拠 (1)定額480千円×2事業者=960千円(認定こども園) (2)定額2,040千円×3事業者=6,120千円(定員50人以上の事業所) (3)定額780千円×4事業者=3,120千円(定員20～49人の事業所) (4)定額540千円×2事業者=1,080千円(定員20人未満の事業所) (5)定額780千円×7事業者=5,460千円(通所施設) (6)その他の事業所(訪問介護等)については、定額300千円と車両1台につき60千円、2台目以降は60千円を加算し、5台以上は一律300千円。対象は8事業者で計3,540千円 ④町内の介護事業所・福祉事業所・認定こども園	R8.2	R8.4以降
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援事業	①燃料価格の高止まりや物価高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者に対して、安定した事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②物価高騰に対する支援(所有する対象車両数によって加算) ③13事業者×対象車両数に応じた金額(上限500千円)=4,200千円 ④貨物自動車運送事業者	R8.2	R8.4以降
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	鳥獣被害緊急支援事業	①エゾシカ駆除については、猟友会の協力が欠かせないところであるが、駆除に係る経費が高騰している状況であることから、物価高騰分の経費の一部を補助することで、ハンターの経費負担の軽減を図り、鳥獣被害の軽減を図る。 ②エゾシカ駆除に係る物価高騰分として、1頭駆除当たり1千円を支給する。 ③(令和7年4月から令和8年3月までに駆除したエゾシカの頭数予定)3,700頭×1千円=3,700千円 ④猟友会吉小牧支部 穂別部会、鶴川部会のハンター	R8.2	R8.4以降